

令和7年度蓄熱マット等導入促進助成実施要綱

令和7年4月1日改訂
令和7年7月15日一部改訂
一般社団法人 埼玉県トラック協会

(事業の主旨)

第1条 一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「協会」という。)は、アイドリングストップの励行を支援するため、蓄熱マット等を導入した会員事業者に対する導入助成を行い、もって地球環境づくりに貢献するものとする。

(助成対象)

第2条 本要綱に定める助成対象とする蓄熱式又は電気式の毛布、マット又はベッドは、トラックドライバーが休憩・荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して、使用可能な車載用暖房用機器で新たに購入(中古品は不可)した、次に掲げるものとする。

- 2 蓄熱式又は電気式の毛布、マット又はベッド(以下「蓄熱マット等」という。)
- 3 対象期間は令和7年3月1日から令和8年2月末日までに事業を完了(装置装着及び支払い又はリース契約、割賦販売契約)したものとする。

(助成金額)

第3条 蓄熱マット等の助成金額は、1枚につき取得価格の1/2に相当する額(1,000円未満切り捨て)、但し1万円を上限とする。

- 2 前項の取得価格には機器本体価格の他、部品、付属品の費用を含むものとする。取付け工賃、消費税は含めない。

(助成台数)

第4条 1会員に対する助成については、次に定めるものとする。
蓄熱マット等について、1会員10枚を限度とする。

(助成数)

第5条 本年度における助成の助成数は、予算の範囲内とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員は、様式1を協会に提出するものとする。

- 2 申請書等を提出する際には、協会で定める書類を添付するものとする。

(申請期間)

第7条 前条で定める申請期間は、令和7年4月1日から令和8年3月6日までとする。但し、期間中であっても、前条に定める助成予定数に達したときは、受付を締め切ることができる。

(交付方法)

第8条 協会は、前条により申請があった場合には、申請書に従い金融機関に遅滞なく入金するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附則)

本要綱は、令和7年4月1日より適用する。

本要綱は、令和7年7月15日より適用する。